

令和 7 年度 堺市障害者自立支援協議会

第 3 回 地域生活支援部会

開催日時：令和 7 年 1 2 月 2 2 日（月） 9：30～1 1：30

場 所：堺市役所 地下会議室 A

次 第

1 第 2 回の議論の振り返りと課題について

資料 1

2 障害福祉サービス未利用者（療育手帳所持者）の緊急時における整理

3 千葉市の地域生活支援拠点等事業の取組について ～オンライン視察の報告～

資料 2

4 その他

第 4 回 地域生活支援部会 令和 年 月 日（ ） ： ～

議論の振り返りと方向性 について

令和7年 1 2月 2 2日

令和7年度 第3回 地域生活支援部会

第2回地域生活支援部会でのご意見

機能別	ご意見
相談	・3割強のセルフプランの方やサービス未利用者等の事前把握できていない人への対応は課題であるため、基幹の動きに注目していく必要がある ・支援には繋がっているが、緊急時には特別な支援が必要な強度行動障害や医療的ケアのある方の支援も注目していきたい ・基幹は、サービス利用のない方の相談にも応じており、緊急時は入院対応後に環境調整を図ることもある ・機能強化体制加算を取れる体制を検討するなど、24H体制の事業所を多く作っていくことは必要ではないか ・拠点コーディネーターと基幹との役割整理ができるかが重要 ・基幹の新規相談件数が多い中、計画相談支援事業所につながるケースが多くなれば、新しい業務についても検討できると思う
体験の機会・場	・バリアフリーに対応するグループホームが少ないため、希望とは異なる高齢者施設の利用となる場合がある。体験の場も、バリアフリーであると利用の幅が広がる ・グループホームの体験利用を行う場合、受給者証発行までに時間がかかり、サービス利用意欲がなくなるようなことがある ・日中支援型グループホームのニーズはあるが、実施している事業所が少ない

第2回地域生活支援部会でのご意見

機能別	ご意見
緊急時の 受け入れ・対応	・各区の指定相談事業所連絡会で「地域生活支援拠点等」「緊急時かけつけ等事業」についての周知があったことで、計画相談事業所が自分達にも関りがある事と感じるようになった ・拠点等の短期入所事業所間の協力体制、相談支援専門員の予防的対応が定着してきており、緊急対応で慌てることが減っている ・短期入所の利用体験が大切なのは理解しているが、環境の変化がないと利用しない人も多く、住み慣れた自宅に対応可能なかかけつけヘルパーのような仕組みがあれば良いと思う ・拠点等の短期入所事業所の受入れ課題は、ハード面や人員体制、専門性揃わないと対応できない対象者がいることである ・医療的ケアのある方は、短期入所の利用が難しく、病院を利用して緊急にならないようにしている
専門的人材の 確保・養成	・専門的な対応が必要な医療的ケア児コーディネーター研修などもあり、底上げは行われている印象がある

地域生活支援部会の方向性とスケジュール

課題を踏まえた部会の方向性

- 計画相談支援事業所は増加しているが、障害者数や障害福祉サービスの利用者が増加する中で、堺市の計画相談支援の利用率は7割弱に留まっているため、3割強のセルフプランや障害福祉サービス未利用者の緊急時の対応が課題として挙げられた。また、計画相談支援事業所に対する予防的視点の周知活動の強化や、地域生活支援拠点等の機能を充実させるために効果的な支援の連携体制を構築する拠点コーディネーターの配置及び役割整理等の検討についても課題として挙げられた。
- 挙げられた課題の中から、①障害福祉サービス未利用者の緊急時対応における整理のために、障害者更生相談所と地域福祉課の療育手帳手続、判定業務の現状②拠点コーディネーターの役割等の整理のために、他市への視察による情報を共有する
- 事前に把握していない障害者の情報収集の仕組みや、堺市での拠点コーディネーターの配置及びあり方等の協議を進め、さらに地域生活支援拠点等の体制整備の充実に向けて検討する。

	R7年度 第1回(6/26)	R7年度 第2回(9/30)	R7年度 第3回(12/22)	R7年度 第4回(R8年3月頃)	令和8年度以降
(予定含む) 協議内容	・部会設置の経過 ・整備状況の共有 ・現状の共有と課題の抽出	・堺市の現状を踏まえた拠点等の役割整理	・課題に対する今後の方向性の検討 (協議に適した関係者の出席)	・課題についての枠組みの検討	・具体的な枠組みの検討 (第1回までに意思決定)  提言
	第1回 市協議会		第2回 市協議会		

千葉市オンライン視察の報告 ～拠点コーディネーターについて～

令和 7 年 1 2 月 2 2 日
令和 7 年度 第 3 回 地域生活支援部会

千葉市オンライン視察

日時	令和7年12月9日（火） 10：00～12：00
形式	オンライン（Zoom）
対応者	・千葉市障害福祉サービス課 担当者2名 ・千葉市障害者基幹相談支援センター 拠点コーディネーター2名
出席者	・部会長、副部会長、障害者基幹相談支援センター、事務局(障害支援課・障害施策推進課) 計3名、総合相談情報センター（事務局補助）
目的	先進的な取組を実施している他市の事例を通して、実際の有効性や運用方法を学ぶことで、堺市の状況に応じた内容を取り入れ、より効果的で持続可能な取組を推進していくこと

千葉市の拠点コーディネーターの役割

内容

- ・相談支援事業所等との連携により地域の相談支援体制を構築し、緊急時の支援が見込めない世帯の把握と緊急時等のコーディネートや相談の支援
- ・短期入所事業所や通所事業所等と連携体制を構築し、常時の緊急受け入れ態勢等の確保と緊急時の受け入れの調整や医療機関への連絡等の対応
- ・地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援に係る調整
- ・**障害者の専門的人材を確保するための研修の開催**や拠点関係機関との連携の場の開催

※ 堺市の基幹が担っている役割（黒字はすべて、下線は一部）



一機関では区内の全ての業務を実施することは難しく、定期的な拠点コーディネーター会議を行い、協働で実施

千葉市の拠点コーディネーターの取組

内容

■ 就業者に向けた取組

・就業している方やその家族を対象に、障害福祉サービスに関する勉強会を実施。実際に障害福祉サービスを利用し、生活している方の話を紹介

■ 予防的な取組

- ・計画相談員に対し、長期的な計画と日頃からの準備の協力を依頼
- ・グループホーム等体験促進キャンペーンを実施
- ・いざというときに拠点コーディネーターが活用するメーリングリスト登録を促進

■ 勉強会開催

・拠点登録を検討している事業所向けに拠点の基本的な説明や医療観察法について、緊急の方を受け入れている事業所の紹介等の勉強会を開催



緊急を緊急にしないための予防的取組

千葉市の拠点コーディネーターの緊急時の連絡・連携体制

■ 緊急の場合は開所時間外（夜間）も電話対応

- ・業務時間（午前 9 時から午後 5 時まで）外においても、緊急時に連絡をとれるよう緊急体制を整えており、各区障害者基幹相談支援センターの相談員が輪番体制で電話対応を行っている。

■ 行政緊急預かり又は虐待の場合も対応

- ・緊急で保護が必要な場合についても、業務時間内外問わず対応している。

■ 拠点メーリングリストの活用

- ・緊急時はメーリングリストに登録している障害福祉サービス事業所に連絡し、対応できる事業所を探すなどの対応を行っている。

令和7年度 堺市障害者自立支援協議会

第3回 地域生活支援部会 議事概要

日時 令和7年12月22日(月) 9:30~11:30
場所 堺市役所本館地下1階 会議室A
出席者 林(施設部会)、増淵(こころの窓)、築山(障友会)、赤石沢(堺あすなろ会)、
上田(堺市相談支援専門員協会)、永吉(総合相談情報センター)、福井(東区基幹)
齋藤、波元、岩橋(障害施策推進課)、中野、森(障害支援課)、上田(総合相談情報センター)
ゲスト 三枝(障害者更生相談所)、早川(南区地域福祉課)
欠席者 なし
傍聴 0名

1 第2回の議論の振り返りと課題について (資料1)

(事務局) 資料1に沿って、前回の意見の整理、現状の課題と方向性を共有

2 障害福祉サービス未利用者(療育手帳所持者)の緊急時における整理

(障害者更生相談所・地域福祉課) 障害福祉サービス未利用者(療育手帳所持者)の緊急時における整理を行うにあたり共有が必要である、療育手帳の申請手続業務及び判定業務についての業務内容、障害福祉サービス未利用者への関わりについて説明。

- ・ 堺市では18歳未満は子ども相談所、18歳以上は障害者更生相談所が判定を担当し、手帳の発行は障害者更生相談所が実施。申請は区地域福祉課で受付。
- ・ 新規申請や児者切替時は面談・実判定を実施。
- ・ 更新期間は原則5年ごとだが、堺市では現在50歳以降は判定不要となっている。
- ・ 療育手帳制度は全国統一ではなく、判定方法や更新期間に自治体差がある。
- ・ 業務負担軽減の観点で判定業務の整理の検討が進む一方、適切な支援につながらないリスクへの懸念がある。
- ・ 療育手帳申請後は地域福祉課において、障害福祉サービスの調査同行、自宅訪問等で本人の状況把握を行う。
- ・ 障害福祉サービス未利用者は本人・家族ともに支援を拒否するケースが少なくないため、興味を示しそうな情報提供を入口に、訪問を重ねながら関係性を構築している。
- ・ 緊急時にはショートステイ等の調整を行うこともあるが、障害者基幹相談支援センター(以下、「基幹」という。)を含めた他機関との連携が重要であるため、他機関へのつながりも意識している。
- ・ 担当者異動や人員体制等により対応のばらつきが生じてしまわないように、安定した支援につながる仕組み化の必要性を感じている。

<意見交換・質問等>

- ・ (委員) 50代は、一般就労している方(障害福祉サービス未利用者)も生活や就労が困難となり、家族も支えられず支援介入が必要なケースが増加。本人と繋がりが続いている地域活動支援センター(以下、地活という。)からの

連絡で相談支援専門員が介入するケースが増えている。その際に、地活と相談支援専門員とで訪問する場合もある。

- ・（委員）相談支援専門員が関与している場合は、緊急時の受入れ調整が円滑に進むように感じる。相談先がない方は、安全性の確保ができない可能性から対応が難しい場合もある。特に夜間は相談先に問い合わせることができないこともあり、対応が難しい。
 - ・（委員）支援が必要なサービス未利用者のリストアップや情報共有する体制は取れているのか。療育手帳の更新期間や最終更新時期が変更になると大きな影響が出る。
- （地域福祉課）全員に同様の対応ができる体制は難しく、状況や人員体制等で左右されてしまう。安定的に支援につながるように仕組み化されると良いと思う。
- ・ 50代で就労が困難となる状況とは？
- （委員）50代になると就労継続が難しくなり、A型事業所の利用や自宅待機に移行するケースが見られるため、地活の余暇支援を通じた状況把握が重要となる。
- ・（更生相談所）先天性であることが前提であるため、50代以降は療育手帳の判定を行わないが、現在の運用には色々な意見があると認識している。支援の必要性が高い療育手帳Aの人は概ねサービス利用に繋がっている一方、未利用者を見逃す可能性も指摘されている。特に療育手帳B1・B2で就労歴のある人の中には50代以降に在宅志向となる例もあり、療育手帳の更新について慎重に検討する必要性を感じた。

3 千葉市の地域生活支援拠点等事業の取組について～オンライン視察の報告～ 資料2

（事務局）資料2に沿って、千葉市の地域生活支援拠点等事業の取組について説明。

- ・（副部会長）拠点コーディネーターについては、地域自立支援協議会の作成部会で議論を重ね、基幹や計画相談支援事業所の役割が明確化されていた。拠点コーディネーターがサービス利用のない方、セルフプランの方を次に繋いでいく取組がなされ、緊急時対応は、緊急にならないように予防策に尽力していた。
- ・（委員）千葉市では社会福祉法人が基幹の機能を担い、シェルターなどの受入体制を法人内で確保している点に強みがある。また、緊急時のフローチャートを作成し対応を可視化していたことも分かりやすいと感じた。
- ・（委員）千葉市は基幹を受託する法人間での連携に工夫が見られたが、堺市は1法人で担う強みがある。計画相談支援事業所のケース対応をバックアップする仕組みを整備することで、予防的視点での助言が可能となり、事業周知以上の効果が期待できるのではと感じた。
- ・（事務局）千葉市はこれまでの関係性をうまく積み重ねているため、堺市も今あるものをうまく繋ぎ合わせていければと思った。また、予防的支援では、女性相談、生活困窮との連携も行っていた。その視点も大切ではないか。
- ・（部会長）関係機関との連携により夜間の緊急連絡が発生しないよう事前調整を行い、行政との信頼関係のもと柔軟な対応が可能となっている。緊急対応の登録制は採っておらず、必要に応じて拠点コーディネーターがアセスメントを実施しているよう。
- ・（委員）千葉市も地域定着支援等で緊急時対応を担っている部分があると思われ、堺市の計画相談支援事業所が拠点等の役割の中で担える部分は地域定着支援等ではないか。また、一人事業所の多い堺市は、機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）（Ⅱ）が複数事業所で取得できるようにできるような体制作りが必要ではないか。
- ・（部会長）計画相談支援事業所、基幹の協力体制や拠点コーディネーターの効果的な機能方法を検討が必要。
- ・（委員）千葉市は基幹と計画相談事業所の両方に力量があって連携していると思われる。予防的視点を導入していくことと同時に、ショートステイの使いやすさや、緊急時かけつけ等事業のことも発展させていくことが必要。

- ・（委員）緊急の相談がここ数か月は落ち着いており、緊急の際に自宅で過ごせるように相談支援専門員がコーディネートしてくれているように思う。緊急時かけつけ等事業も、移送がなくてもかけつけて落ち着いた場合（移送無し）も、算定できるようになっている。
- ・（委員）千葉市の拠点コーディネーターの報酬はどうなっているか聞きたい。
- ・（事務局）基幹の委託業務として拠点コーディネーターの業務内容を位置づけしており、夜間緊急対応の部分も委託料の中に含まれていると考えられる。
- ・（副部長）理想の体制と、堺市として現実に決定すべき事項を切り分けて整理し、共通認識を持っておきたい。
- ・（事務局）現状を踏まえて検討を進め、可能な部分から着手し、次回に課題の方向性の整理と枠組みについて進めていきたい。